

# 中小企業オーナー社長のための、令和8年度(2026)税制改正大綱まとめ

土井会計事務所

<https://www.doikaikei.com/>

増減税	改正項目	改正内容	適用時期	コメント
↓ 減	少額減価償却資産の特例範囲の拡大	資本金1億円以下の中小企業について、基準単価を30万円から40万円未満に引き上げ、年300万円まで全額損金算入(経費)を認める制度。3年延長。	2029年3月31日取得分まで	中小企業では一番よく使う税制が拡大され3年延長
↗ 増	賃上げ促進税制の上乗せ廃止	賃上げ促進税制で、教育訓練費が増加した場合の税額控除の上乗せが廃止	おそらく2026年4月1日以後開始事業年度から	決算前に教育訓練費を支出して10%上乗せできなくなる
↓ 減	中小企業の研究開発税制、延長・拡大	資本金1億円以下の中小企業向けの中小企業技術基盤強化税制が3年延長。3年間の繰越し控除が新設。ただし、繰越し事業年度で前年を上回る試験研究費が必要。	2029年3月31日開始事業年度まで	試験研究費の12%税額控除を受けられる制度が、なんと繰越し可能に
↓ 減	大規模な投資について減税	資本金1億円以下の中小企業で、5億円以上の投資利益率15%以上(投資の回収期間6.7年以内)の投資計画の認定を受けた場合、即時全額償却または7%の税額控除を受けられる制度を新設。	投資計画認定から5年以内の投資	5億円以上の投資は額が大きすぎて使えない
↗ 増	富裕層課税強化	譲渡所得も含めた基準所得税額が1億6,500万円を超える場合、その超える部分が30%の税負担となるように追加課税。	令和9年(2027)年所得税より適用	M&Aで株式譲渡益が多額(所得3.37億円以上)となる場合に追加の税負担が発生
↓ 減	所得税の課税最低限の引き上げ、扶養親族の範囲拡大	所得税の課税最低限を給与収入のみの場合、178万円まで拡大。扶養親族の範囲は合計所得で62万円(給与のみの場合136万円)まで拡大。	令和8年(2026)の年末調整から適用	住民税は少ししか減税されない
↓ 減	食費の非課税枠の拡大	食費補助の所得税の非課税枠が、月額3,500円から7,500円に拡大。本人負担は会社負担額以上が必要。	(不明)	チケットレストラン導入企業増えるかも
↓ 減	つみたてNISAの対象年齢拡大	対象年齢を18歳未満に拡大し、つみたてNISAで年60万円、最大600万円を非課税運用可能に。NISA口座内では、配当、売却益が無期限で非課税に。	令和9年(2027)1月から	18歳で通常のNISA制度に移行
↓ 減	暗号資産の分離課税化	暗号資産取引について、総合課税(累進課税)から分離課税(20%)とする。また、損失については3年間の繰越し控除が可能に。	令和9年(2027)1月から	株式と通算できるのか?
↓ 減	消費税の控除割合が拡大	インボイス登録をしていない事業者に対する控除割合が拡大。令和8年10月から50%→70%、令和10年10月から50%、令和12年10月から30%、令和13年9月末終了	2026年(令和8年)10月から適用	控除割合の引き下げを緩やかにした
↓ 減	消費税3割特例新設	インボイス発行事業者となった小規模事業者について、2割特例終了後、2年間、3割特例(課税売上高の3割を納税できる制度)を設ける。	2026年(令和8年)10月1日以後終了事業年度から2年間	簡易課税選択のタイミングを見極める必要あり
↗ 増	教育資金贈与特例の終了	1人当たり最大1,500万円の贈与税非課税の制度を廃止	2026年3月末までに拠出されるものまで終了	まとまった資金を非課税で孫に贈与できなくなる
↓ 減	ガソリン税、軽油引取税の暫定税率廃止	ガソリン暫定税率(1L当たり@25.1円)、軽油引取税の暫定税率(1L当たり@17.1円)を廃止	ガソリンは2026年1月1日、軽油は2026年4月1日廃止	すでに、激変緩和措置により補助金で同額補填されているので、今の単価のまま推移